

# 港区 地球温暖化対策報告書制度

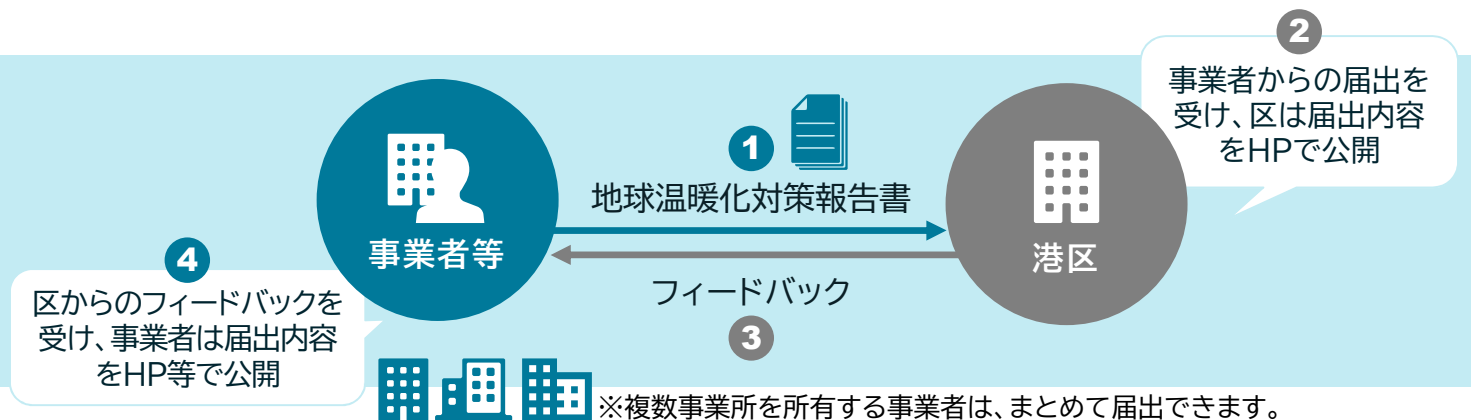
港区では、「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき「港区地球温暖化対策報告書制度」を運用しています。

この制度では、区内の一定規模以上の事業所の所有者に、毎年、地球温暖化対策報告書の提出を義務付けています。エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を把握し、具体的な省エネルギー対策を実施していただくことにより、区内事業所の地球温暖化対策の底上げを図るとともに、実質的に事業活動に伴う二酸化炭素の排出抑制を促進していくことを目的としています。

**対象** 延べ面積が1万㎡以上の区内事業所等(対象事業所の判定については、裏面の「対象判定フロー図」をご確認ください。)

**期限** 前年度分の実績を12月末日までに提出(毎年)

**内容** 以下の1が義務、2については努力義務  
1. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告※1と主な報告内容の公開  
2. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減を更に促進する優秀水準※2の達成



※1 事業所の所有者は、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の把握に伴い地球温暖化対策等を推進できるよう、テナント事業者と協力体制を整備してください。

※2 省エネ取組の目標として「優秀水準」を以下のとおり設定しています。

- ・総量削減義務と排出量取引制度の対象外の事業所:削減率年率2%以上
- ・総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所:削減義務率+年率1ポイント相当以上

問合せ・提出先

港区環境リサイクル支援部環境課  
地球温暖化対策担当



〒105-8511 港区芝公園1-5-25

代表 03-3578-2111 内線 4801

## 対象判定フロー図



## 届出書類

1. 港区地球温暖化対策報告書提出書(第8号様式)
2. 港区地球温暖化対策報告書(第7号様式)<sup>※3</sup>

※3 「東京都地球温暖化対策報告書制度」又は「東京都総量削減義務と排出量取引制度」の対象事業所は、都に提出している書類を添付資料として提出することで、「2. 港区地球温暖化対策報告書(第7号様式)」の提出を省略できます。

## 提出方法

電子申請／窓口持参／郵送

## 電子申請は、港区HPから

